

岐阜県公報

号外(十五) 平成十五年四月一日

目 次

規 則

岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(障害福祉課)

岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を以て公布す。

平成十五年四月一日

岐阜県知事 梶原 拓

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

(同)

岐阜県規則第六十六号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(同)

岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例施行規則(平成三年岐阜県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

岐阜県身体障害者更正指導所長印に関する告示の廃止

(障害福祉課)

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(診療又は利用の都度納入することができない使用料)

指定居宅支援事業者の指定

(障害福祉課)

第一条 条例第一条第三項ただし書に規定する診療又は利用の都度納入することができないものとして規則で定める使用料は、次に掲げるとおりとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第二十一条の十一第八項の規定により施設を利用する者の居住地の市町村の長が支払う居宅生活支援費

二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の六第八項の規定により施設を利用する者の更生援助を行う市町村の長が支払う居宅生活支援費

別表中「別表(第二条関係)」を「別表(第三条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十五年四月一日

岐阜県規則第六十七号

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則(平成五年岐阜県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第一条」を「第一条」に改める。

第五条中「又は」の下に「施行令第三条第二項の規定により」を加える。

第六条中「第一条の二第一項」を「第三条第一項」に改める。

第八条第一項中「第四条第一項」を「第九条第一項」に、「施行規則第八条第一項及び第三項」を「施行令第十条第一項」に改め、同条第一項中「第四条第六項」を「第九条第六項」に改める。

第九条中「施行令第五条の二第一項並びに」を「法第十六条第一項及び」に改め、「及び第四項」を削る。

第十条の次に次の五条を加える。

(指定居宅支援事業者等の指定申請)

第十条の一 法第十七条の十七第一項及び法第十七条の二十四第一項の申請は、別記第九号様式の二によるものとする。

(指定居宅支援事業者等の指定を受けた旨の掲示)

第十条の三 法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者及び法第十七条の十一第一項に規定する指定身体障害者更生施設等の設置者は、指定を受けた旨を当該指定に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示するものとする。

(指定居宅支援事業者等の変更等)

第十条の四 法第十七条の二十及び法第十七条の一十七の規定による届出(以下「各種届出」といふ)は、施行規則第十一条の四第一項及び施行規則第十一条の六に掲げる事項の変更に係るものにあっては別記第九号様式の三によるものとし、指定居宅支援の事業の廃止、休止又は再開に係るものにあっては別記第九号様式の四によるものとする。

岐阜県知事 梶原 拓

- 2 法第十七条の二十九の規定による指定の辞退(以下「指定辞退」といへば)は、別記第九号様式の五によるものとする。
- (市町村等への指定居宅支援事業者等の情報提供)

第十条の五 知事は、法第十七条の四第一項若しくは法第十七条の十第一項の規定による指定、各種届出若しくは指定辞退の受理又は法第十七条の二十一第一項若しくは法第十七条の三十第一項の規定による指定の取消し(以下「指定等」といへば)をしたときは、指定等に係る事業者又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項の全部又は一部を市町村その他の機関に提供することができる。

一 事業所番号

二 指定等に係る事業所又は施設の名称及び所在地

三 指定等に係る事業者又は施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

四 指定等に係るサービスの種類

五 指定等に係る年月日

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の規定による情報の提供に関する事務の全部又は一部を知事が別に定める機関に委託することができる。

(指定居宅支援事業者等の公示)

第十条の六 法第十七条の二十三及び法第十七条の三十一の規定による公示は、前条第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項について行つるものとする。

第十二条第一項中「別記第十号の二様式」を「別記第十号様式の二」に改める。

別記第五号様式総括表の様式中

「**総合所見**」
[将来再認定 要()年後・不要]

「**総合所見**」
[将来再認定 要()年後・不要]
[再認定の時期 年 月]

注 意
1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下

肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾患には、角膜混濁先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入して下さい。

2 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次項以降の部分についてお問い合わせする場合があります。

3 障害の状態・程度が将来とも永続し、又は回復する可能性が極めて少ないと判断できるケースについては、再認定は不要です。

注意

- 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾患には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。
- 歯科矯正治療等の適応の判断をする症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。
- 障害区分や等級決定のため、岐阜県社会福祉審議会から改めて次項以降の部分についてお問い合わせする場合があります。

なるべく

認定票中記載の障害・計測・査定・記録又は該認定票の表記及び記述の誤り

なるべく

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

[はじめに] 認定要領を参照のこと。

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指數をもって等級決定することはしない。）。

聴覚障害 「1 「聴覚障害」の状態及び所見」に記載すること。
平衡機能障害 「2 「平衡機能障害」の状態及び所見」に記載すること。

音声・言語機能障害 「3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見」に記載すること。

そしゃく機能障害 「4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見」に記載すること。

1 聽覚障害の状態及び所見

(1) 聽力 (会話音域の平均聽力レベル) (4) 聽力検査の結果 (ア又はイのいずれかを記載する。)

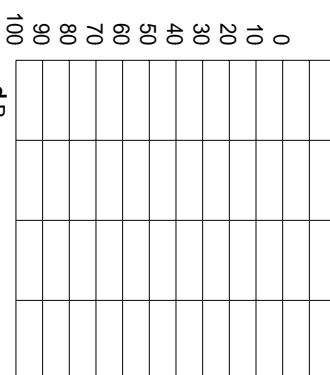
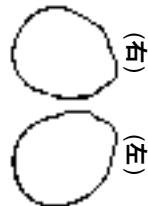
右	d B
左	d B

(2) 障害の種類

500 1,000 2,000 Hz

ア 純音による検査
オージオメータの型式 _____

(3) 鼓膜の状態



イ 音による検査

語音明瞭度

右	%
左	%

2 平衡機能障害の状態及び所見

3 音声・言語機能障害の状態及び所見

4 そしゃく機能障害の状態及び所見

イ 嘴下状態の観察と検査

- 参考1 各器官の観察点
- ・口腔内保持の状態
 - ・口腔から喉頭への送り込みの状態
 - ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態

参考2 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み
- ・誤嚥の程度 (毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)
- ・誤嚥の程度 (固体物、半固体物、流動食)

観察・検査の方法

エックス線検査 ()

内視鏡検査 ()

その他 ()

所見 (上記枠内の 参考1 と 参考2 の観察点から、嘴下状態について詳細に記載すること。)

そしゃく・嚥下機能の障害
「該当する障害」
「そしゃく・嚥下機能障害」に記載すること。
「該当する障害」
「咬合異常によるそしゃく機能障害」
「咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

a 障害の程度

経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。

経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。

その他

咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
その他

参考 各器官の観察点

- ・口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・舌：形状、運動能力、反射異常
- ・軟 口 親：拳上運動、反射異常
- ・声 帯：内外転運動、梨状窓の唾液貯溜

b 参考となる検査所見 (咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

ア 咬合異常の程度 (そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

所見 (上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。)

- イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）
- (2) その他（今後の見込み等）

(3) 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級の項目のに✓を入れること。）

「そしゃく機能の喪失」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの

外傷、腫瘍切除等による頸（頸関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの

外傷、腫瘍切除等による頸（頸関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

(1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。

dB値は、周波数500、1,000、2,000Hzにおいて測定した値をそれぞれa,b,cとした場合、 $a+2b+c$ の算式により算定し、a,b,cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計算し、

聴力レベルを算定すること。

(2) 歯科矯正治療等の適応の判断をする症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）の提出を求めるものとすること。

(3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

記入欄に印を捺す場合は、本件の該当する欄に印を捺す。

歯科医師による診断書・意見書

氏名	年	月	日	男
	()	歳	女

住 所

現 症

原因疾患名

治療過程

今後必要とする治療内容

- (1) 歯科矯正治療の要否
- (2) 口腔外科的手術の要否
- (3) 治療完了までの見込み

向後 年 月

現症をもとに上記のとおり申し述べる。併せて以下の意見を付す。

障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に

- ・該当する
- ・該当しない

年 月 日

病院又は診療所
の名称、所在地

標準診療科名
歯科医師名
㊞

第1回 診断書中記載された排尿・排便の機能障害の状態及び原因

④ ほうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見

[記入上の注意]

- ・「ほうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せもつ場合には、それそれについて記載すること。
- ・1~3の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の [] に入れ、必要事項を記述すること。
- ・障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能をもち、永久的に造設されるものに限る。

1. ほうこう機能障害

- (1) 症類・術式
 (2) ストマにおける排尿処理の状態
 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

種類
 腹瘻
 尿管瘻
 回腸(結腸)導管
 その他 []
 (理由)

術式： []
 手術日： [年 月 日]
 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

高度の排尿機能障害

(1) 原因

神経障害

先天性： []
 (例：二分脊椎等)

直腸の手術

・術式： []
 ・手術日： [年 月 日]

自己導尿の常時施行
 完全尿失禁

その他

自然排尿型代用ほうこう
 ・術式： []
 ・手術日： [年 月 日]

(2) 排尿機能障害の状態・対応

カテーテルの常時留置

長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

有

(理由)

- (1) 症類・術式
 (2) ストマにおける排尿処理の状態
 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

腸管のストマ

(1) 症類・術式

空腸・回腸ストマ
 上行・横行・結腸ストマ
 下行・S状結腸ストマ

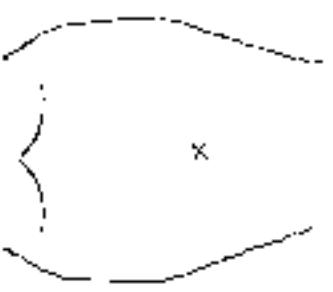
種類
 その他 []
 (理由)

術式： []
 手術日： [年 月 日]
 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、

大きさについて図示)。

ストマの変形

不適切な造設箇所

<p>皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)。</p> <p>ストマの変形</p> <p>不適切な造設箇所</p> <p>無</p> 	
<p>(ストマ及びびらんの部位等を図示)</p>	
<p>治療困難な腸瘻</p> <p>(1) 原因</p> <p>放射線障害</p> <p>疾患名： []</p> <p>その他</p> <p>疾患名： []</p> <p>(2) 瘻孔の数： [] 個</p> <p>その他</p> <p>[]</p>	
<p>(3) 腸瘻からの腸内容の漏れの状態</p> <p>(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理</p> <p>の状態</p> <p>軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)。</p> <p>その他</p> <p>[]</p>	
<p>3. 障害程度の等級</p> <p>(1級に該当する障害)</p> <p>腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの</p> <p>腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの</p> <p>尿路変向(更)のストマに治療困難な腸瘻を併せもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの</p> <p>尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの</p> <p>治療困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの</p> <p>(3級に該当する障害)</p> <p>腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもつもの</p> <p>腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの</p> <p>尿路変向(更)のストマに治療困難な腸瘻を併せもつもの</p> <p>尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの</p>	

（4級に該当するもの）

治癒困難な腸梗があり、かつ、腸梗における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの

高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

腸管又は尿路変向(更)のストマをもつものの
治療困難な腸瘻があるもの
高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害があるもの

原記第5回 挑式之上免疫不全のインペリの免疫の機能障害の状況及び所見（十三歳以上用）の様子。ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見（十三歳以上用）

検査法	検査日	検査結果
スクリーニング法による判定結果	年 月 日	陽性、陰性
確認法による判定結果	年 月 日	陽性、陰性

(2) 淀
注2 「スクリーニング法」では、PA法、ELISA法等のうち一つを行うこと。
注3 「確認法」では、Western blot法、IFA法のうちいずれかを行うこと。

検査名	検査日	検査結果
年月日		

注4 「病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいいます。

判定結果	検査法	検査日	検査結果
		年 月 日	陽性、陰性

(2) 注1 酵素抗体法(ELISA)、粒子凝聚法(PA)、免疫クロマトグラフィー法(IIC)等のうち1つを行うこと。
抗体確認検査又はHIV病原検査の結果

検査名	検査日	検査結果
部位	性別	年齢
肺	男	50歳
心臓	女	45歳

注2 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光抗体法(IFA)等の検査をい
う。

性質的忠告：出「指揮忠告」、「指揮忠告」、「指揮忠告」、「指揮忠告」。

DS診断基準（厚生省サーベイランス委員会、1994）⁶⁾ や「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準（厚生省エイズ動向委員会、1999）⁷⁾「注6」や「注5」⁸⁾、「四週間」⁹⁾や「4週間」¹⁰⁾、「二回」¹¹⁾や「2回」¹²⁾、「注7」¹³⁾や「注6」¹⁴⁾、「一日」¹⁵⁾や「1日」¹⁶⁾、「等級表解説」¹⁷⁾や「身体障害者認定基準」¹⁸⁾、「注8」¹⁹⁾や「注7」²⁰⁾、「注9」²¹⁾や「注8」²²⁾など。

医師兼歯科衛生士による検査の結果及び所見（十三歳未満）の検査「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の状況及び所見（十三歳未満用）」や「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の状況及び所見（十三歳未満用）」又は「(1)及び」、「確認される」や「確認される。(2)についてはいずれか一つの検査による確認が必要である」「15か月」「18か月」「(2)又は」や「(1)の検査に加えて、(2)のうち「HIV病原検査の結果」又は」

検査法	検査日	検査結果
スクリーニング法 による判定結果	年 月 日	陽性、陰性
確認法による判定 結果	年 月 日	陽性、陰性

注1 スクリーニング法、確認法の双方の検査結果について記載すること。
注2 「スクリーニング法」では、PA法、ELISA法等のうち一つを行うこと。
注3 「確認法」では、Western Blot法、IFA法のうちいずれかを行うこと。
注4 検査の結果

正記第九回様式「岐阜県知事 印」或「岐阜県身体障害者更生相談所長 印」、「議論申立て」や「審査請求」に於く、回様式の次に次の回様式を記入べ。

検査名	検査日	検査結果
年	月	日

注4 「病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をい

『(1) HIVの抗体スクリーニング検査方法の結果

8

(1) おのづかしのつづりをつけて。 (2) 抗体確認検査又はHIV病原検査の結果			
	検査名	検査日	検査結果
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽性、陰性
HIV病原検査の結果		年 月 日	陽性、陰性

注1 酵素抗体法 (ELISA)、粒子凝集法 (PA)、免疫クロマトグラフィー法

(IC) 等のうち 1 つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又は病原検査の結果

注2 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光抗体法(IFA)等の検査を

三

注3 「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

10

注3 「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

「注5」 や 「注4」 は「等級表解説」 や「身体障害者認定基準」 、「特徴的症状」 や「指標疾患」 は「注6」 や「注5」 や「サーベイランスのためのAIDS診断基準」 (厚生省サーベイランス委員会、1994) や「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」 (厚生省エイズ動向委員会、1999) 、「注7」 や「注6」 は「注8」 や「注7」 は「注8」 や「注7」

別記第八号様松母「31年月日」を添出転

(転出年月日 年 月 日)」欄に

第9号様式の2 (第10条の2関係)

受付番号

指定居宅支援事業者・指定身体障害者更生施設等指定申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名

印

身体障害者福祉法に規定する指定居宅支援事業者・指定身体障害者更生施設等に係る指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所(施設)所在地市町村番号

申 請 者	フ リ ガ ナ				
	名 称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号)			
	法 人 の 種 別			法 人 所 轄 庁	
	連 絡 先	電 話 番 号		F A X 番 号	
	代表者の職・氏名	職 名		フ リ ガ ナ	
代 表 者 の 住 所	(郵便番号)				

《指定を受けようとする事業所・施設の種類》

フ リ ガ ナ					
名 称					
事業所(施設)の所在地	(郵便番号) 岐阜県				
同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	実施事業	児童福祉法、知的障害者福祉法又は介護保険法において既に指定を受けている事業の指定年月日	備考
指定居宅支援	居宅介護等事業				
	デイサービス事業				
	短期入所事業				
指定施設	更生施設				
	療護施設				
	授産施設				
事 業 所 番 号	身体障害者福祉法において既に指定を受けている場合				

備考

- この申請書には、指定を受けようとする事業の種類ごとに、知事が別に定める書類を添付してください。
- 「受付番号」及び「事業所(施設)所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 「法人の種別」欄には、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人等である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業の種類」欄には、今回申請するもの及び既に児童福祉法、知的障害者福祉法又は介護保険法において指定を受けているものについて記載し、「実施事業」の欄には を記載してください。
- 「事業所番号」欄には、岐阜県において既に身体障害者福祉法に基づく事業所等としての指定を受け、事業所番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の事業所番号を有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

第9号様式の3(第10条の4関係)

指定居宅支援事業者・指定身体障害者更生施設等変更届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
 事業者 名 称
 (設置者) 代表者氏名

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

事業所番号																				
指定内容を変更した事業所(施設)		名 称																		
		所 在 地																		
		サービスの種類																		
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容																		
1	事業所(施設)の名称	(変更前)																		
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)																			
3	事業者(設置者)の名称																			
4	主たる事務所の所在地																			
5	代表者の氏名及び住所																			
6	定款、寄附行為等及びその登記簿謄本又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)																			
7	事業所(施設)の平面図及び設備の概要																			
8	事業所(施設)の管理者の氏名、経歴及び住所																			
9	事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所																			
10	運営規程	(変更後)																		
11	居宅生活支援費(施設訓練等支援費)の請求に関する事項																			
12	事業所の種別(併設型・空床型の別)																			
13	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要																			
14	空床型における当該施設の入所者の定員																			
15	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容																			
16	当該申請に係る事業の開始予定年月日																			
17	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要																			
変 更 年 月 日		年 月 日																		

備考

- 1 該当する項目の番号に を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出してください。

第9号様式の4 (第10条の4関係)

指定居宅支援事業者廃止・休止・再開届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名

印

次のとおり事業の廃止・休止・再開をしましたので届け出ます。

事業所番号	
廃止・休止・再開する事業所	名 称
	所在地
サービスの種類	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日
廃止・休止した理由	
現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合に限る。)	
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

備考

- 1 事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出てください。

第9号様式の5 (第10条の4関係)

指定身体障害者更生施設等指定辞退届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
 設置者 名 称
 代表者氏名

印

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

事業所番号	
指 定 を 辞 退 す る 施 設	名 称
	所在地
サ ー ビ ス の 種 類	
指 定 を 受 け た 年 月 日	年 月 日
指 定 を 辞 退 す る 年 月 日	年 月 日
指 定 を 辞 退 す る 理 由	
現に施設に入所している者に対する措置	

備考 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

<p>別記第十号の一様式中「第10号の2様式（第11条関係）」や「第10号様式の2（第11条関係）」、「老人」を「介護」、「保健婦・看護婦」を「保健師・看護師」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>IJの規則は、公布の日から施行する。</p> <hr/> <p>岐阜県知的障害者福祉法施行細則をIJに公布する。</p> <hr/> <p>平成十五年四月一日</p> <p style="text-align: center;">岐阜県知事 梶 原 拓</p> <p>岐阜県規則第六十八号</p> <p>岐阜県知的障害者福祉法施行細則</p> <p>岐阜県知的障害者福祉法施行細則（昭和三十七年岐阜県規則第九十八号）の全部を改正する。</p> <p>（総則）</p> <p>第一条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」といふ。）の施行については、法、知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百二号。以下「政令」といふ。）及び知的障害者福祉法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十六号。以下「省令」といふ。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（指定居宅支援事業者等の指定申請）</p> <p>第二条 法第十五条の十七第一項及び法第十五条の二十四第一項の申請は、指定居宅支援事業者・指定知的障害者更生施設等指定申請書（別記第一号様式）によるものとする。</p> <p>（指定居宅支援事業者等の指定を受けた旨の掲示）</p> <p>第三条 法第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者及び法第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等の設置者は、指定を受けた旨を当該指定に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>（指定居宅支援事業者等の変更等）</p> <p>第四条 法第十五条の二十及び法第十五条の二十七の規定による届出（以下「各種届出」といふ。）は、省令第三十六条第一項及び省令第三十八条に掲げる事項の変更に係るものにおいては指定居宅支援事業者・指定知的障害者更生施設等変更届出書（別記第</p>

<p>一号様式）によるものとし、指定居宅支援の事業の廃止、休止又は再開に係るものについては指定居宅支援事業者廃止・休止・再開届出書（別記第三号様式）によるものとする。</p> <p>2 法第十五条の一十九の規定による指定の辞退（以下「指定辞退」といふ。）は、指定知的障害者更生施設等指定辞退届出書（別記第四号様式）によるものとする。</p> <p>（市町村等への指定居宅支援事業者等の情報提供）</p> <p>第五条 知事は、法第十五条の五第一項若しくは法第十五条の十一第一項の規定による指定、各種届出若しくは指定辞退の受理又は法第十五条の二十一第一項若しくは法第十五条规定の三十第一項の規定による指定の取消し（以下「指定等」といふ。）をしたときは、指定等に係る事業者又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項の全部又は一部を市町村その他の機関に提供することができる。</p> <p>一 事業所番号</p> <p>二 指定等に係る事業所又は施設の名称及び所在地</p> <p>三 指定等に係る事業者又は施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所</p> <p>四 指定等に係るサービスの種類</p> <p>五 指定等に係る年月日</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</p> <p>2 知事は、前項の規定による情報の提供に関する事務の全部又は一部を知事が別に定める機関に委託することができない。</p> <p>（指定居宅支援事業者等の公示）</p> <p>第六条 法第十五条の二十三及び法第十五条の三十一の規定による公示は、前条第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項について行つものとする。</p> <p>（知的障害者居宅生活支援事業等の開始）</p> <p>第七条 法第十八条の規定による届出は、知的障害者居宅生活支援事業等開始届（別記第五号様式）によるものとする。</p> <p>（知的障害者居宅生活支援事業等の変更）</p> <p>第八条 法第二十条第一項の規定による届出は、知的障害者居宅生活支援事業等変更届（別記第六号様式）によるものとする。</p> <p>（知的障害者居宅生活支援事業等の廃止）</p> <p>第九条 法第二十条第一項の規定による届出は、知的障害者居宅生活支援事業等廃止</p>

(休止) 届 (別記第七号様式) によるものとする。

(判定書)

第十条 政令第一条の規定により知的障害者更生相談所の長が交付する判定書は、別記第八号様式によるものとする。

(相談判定記録票)

第十一條 知的障害者更生相談所の長は、相談判定記録票（別記第九号様式）を備え、必要な事項を記載するものとする。

第十二条 この規則に定めるもののほか、法の施行に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記
第1号様式 (第2条関係)

受付番号

指定居宅支援事業者・指定知的障害者更生施設等指定申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名

印

知的障害者福祉法に規定する指定居宅支援事業者・指定知的障害者更生施設等に係る指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所(施設)所在地市町村番号

申 請 者	フ リ ガ ナ				
	名 称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号)			
	法 人 の 種 別			法 人 所 轄 庁	
	連 絡 先	電 話 番 号		F A X 番 号	
	代表者の職・氏名	職 名		フ リ ガ ナ	
代 表 者 の 住 所	(郵便番号)				

《指定を受けようとする事業所・施設の種類》

フ リ ガ ナ					
名 称					
事業所 (施設) の所在地	(郵便番号) 岐阜県				
同 一 所 在 地 に お い て 行 う 事 業 の 種 類	実 施 事 業	指 定 申 請 を す る 事 業 の 事 業 開 始 予 定 年 月 日	实 施 事 業	兒 童 福 祉 法、身 体 障 害 者 福 祉 法 又 は 介 護 保 险 法 に お い て 既 に 指 定 を 受 け て い る 事 業 の 指 定 年 月 日	備 考
指 定 居 宅 支 援	居 宅 介 護 等 事 業				
	デ イ サ ー ビ ス 事 業				
	短 期 入 所 事 業				
	地 域 生 活 援 助 事 業				
指 定 施 設	更 正 施 設				
	授 産 施 設				
	通 勤 審				
事 業 所 番 号	知 的 障 害 者 福 祉 法 に お い て 既 に 指 定 を 受 け て い る 場 合				

備考

- この申請書には、指定を受けようとする事業の種類ごとに、知事が別に定める書類を添付してください。
- 「受付番号」及び「事業所(施設)所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 「法人の種別」欄には、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人等である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業の種類」欄には、今回申請するもの及び既に児童福祉法、身体障害者福祉法又は介護保険法において指定を受けているものについて記載し、「実施事業」の欄には を記載してください。
- 「事業所番号」欄には、岐阜県において既に知的障害者福祉法に基づく事業所等としての指定を受け、事業所番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の事業所番号を有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

第2号様式(第4条関係)

指定居宅支援事業者・指定知的障害者更生施設等変更届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
 事業者 名 称
 (設置者) 代表者氏名

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

事業所番号																		
指定内容を変更した事業所(施設)		名 称																
		所 在 地																
		サービスの種類																
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容																
1	事業所(施設)の名称	(変更前)																
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)																	
3	事業者(設置者)の名称																	
4	主たる事務所の所在地																	
5	代表者の氏名及び住所																	
6	定款、寄附行為等及びその登記簿謄本又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)																	
7	事業所(施設)の平面図及び設備の概要																	
8	事業所(施設)の管理者の氏名、経歴及び住所																	
9	事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所																	
10	運営規程	(変更後)																
11	居宅生活支援費(施設訓練等支援費)の請求に関する事項																	
12	事業所の種別(併設型・空床型の別)																	
13	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要																	
14	空床型における当該施設の入所者の定員																	
15	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容																	
16	知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要																	
17	当該申請に係る事業の開始予定年月日																	
18	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要																	
変 更 年 月 日		年 月 日																

備考

- 1 該当する項目の番号に を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出してください。

第3号様式 (第4条関係)

指定居宅支援事業者廃止・休止・再開届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名

印

次のとおり事業の廃止・休止・再開をしましたので届け出ます。

事業所番号	
廃止・休止・再開する事業所	名 称
	所在地
サ ー ビ ス の 種 類	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日
廃 止 ・ 休 止 し た 理 由	
現に指定居宅支援を受けていた者に対 する措置 (廃止・休止した場合に限る。)	
休 止 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

備考

- 1 事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場
合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出してください。

第4号様式(第4条関係)

指定知的障害者更生施設等指定辞退届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名

印

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

事業所番号	
指 定 を 辞 退 す る 施 設	名 称
	所在地
サ ー ビ ス の 種 類	
指 定 を 受 け た 年 月 日	年 月 日
指 定 を 辞 退 す る 年 月 日	年 月 日
指 定 を 辞 退 す る 理 由	
現に施設に入所している者に対する措置	

備考 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

第5号様式 (第7条関係)

知的障害者居宅生活支援事業等開始届

開始しよう とする事業	種類			
	提供する便宜等の 内容			
経営者 (法 人)	氏名(名称)			
	住所 (事務所の所在地)			
事業の運営方針				
職員の職種	職務の内容		職員の定数	
			人	
			人	
			人	
			合計	人
主な職員の氏名 及び経歴	氏名	経歴		
事業を行おうと する区域				
短期入所事業の 用に供する施設	名称			
	種類			
	所在地			
	入所定員			
事業の開始の予定年月日				
上記のとおり知的障害者居宅生活支援事業等を開始しますので知的障害者福祉法第18条の規定により届け出ます。 年 月 日				
事業経営者 住所(事務所の所在地) 氏名(名称) 印 岐阜県知事 様				

添付書類

- 1 市町村の場合は条例又は要綱を、法人の場合は定款その他の基本約款を添付すること。
- 2 収支予算書
- 3 事業計画書

備考

- 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によることとし、あるいは、用紙の枚数を増加し、この様式に準じた届を作成すること。
- 2 複数の種類の知的障害者居宅生活支援事業等を開始する際には開始届はそれぞれの種類ごとに作成すること。
- 3 「開始しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。なお、事業の種類に変更を生ずるときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。
- 4 「経営者」欄には、当該事業を経営する者が個人である場合にはその者の氏名及び住所を記入し、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合には、その名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 5 「事業の運営方針」欄には、当該事業を経営する上で経営者として考えることを明確に記入すること。
- 6 「主な職員の氏名及び経歴」欄の主な職員とは、施設長、当該事業のサービス提供責任者を指すものであること。
- 7 「事業を行おうとする区域」欄には、市町村の委託を受けて行う場合には、事業を行おうとする区域のほかに「委託先」として当該市町村の名称を併せて記入すること。
- 8 「短期入所事業の用に供する施設」欄のうち、「入所定員」欄は、短期入所事業についてのみ記入すること。

第6号様式（第8条関係）

知的障害者居宅生活支援事業等変更届

変更しようとする事業	種類			
	提供する便宜等の内容			
経営者(法人)	氏名(名称)			
	住所(事務所の所在地)			
事業の運営方針				
職員の職種	職務の内容		職員の定数	
			人	
			人	
			人	
			合計	人
主な職員の氏名及び経歴	氏名	経歴		
事業を行おうとする区域				
短期入所事業の用に供する施設	名称			
	種類			
	所在地			
	入所定員			
事業内容変更年月日				
上記のとおり知的障害者居宅生活支援事業等の内容を変更したので知的障害者福祉法第20条第1項の規定により届け出ます。 年 月 日				
事業経営者 住所(事務所の所在地) 氏名(名称)			印	
岐阜県知事 様				

備考

- 1 変更が生ずる部分のみにつき記入すること。
- 2 「変更しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。なお、事業の種類に変更を生ずるときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。
- 3 その他開始届に準じて作成すること。

第7号様式（第9条関係）

知的障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届

廃止（休止）予定年月日	
廃止（休止）の理由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

上記のとおり知的障害者居宅生活支援事業等を廃止（休止）しますので知的障害者福祉法第20条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

事業経営者

住所（事務所の所在地）

氏名（名称）

印

岐阜県知事 様

備考 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によることとし、あるいは、用紙の枚数を増加し、この様式に準じた届を作成すること。

第8号様式 (第10条関係)

第 年 月 日 号

様

岐阜県知的障害者更生相談所長 印

判 定 書

年 月 日付け 第 号で依頼のありましたことについては、次のとおりです。

本 人	氏 名				年 月 日生 (歳)	男 ・ 女			
	住 所								
健康 状態									
心理 学的 判 定	知 能	CA	歳	力	月 MA	歳	力	月 IQ	検査名
	特 徵						年 月 日	実施	
職 能 的 判 定	所 見								
	作 業 能 力	作業困難・作業参加可能・単純作業可能・福祉的就労可能・一般就労可能							
社会 生 活 評 価	所 見								
	日常能力	全介助 ・ 半介助 ・ 一部介助 ・ 点検注意 ・ 自立							
介 護 度	常時付き添い	・ 常時注意					・ 時々注意	・ 点検配慮	・ 自立
	所 見								
総 合 判 定 ・ 意 見									

第9号様式(第11条関係)

(表)

相 談 判 定 記 錄 票						
第 号		相 談 年月日	年 月 日	判 定 年月日	年 月 日	
本	氏 名(ふりがな)				男・女	年 月 日生
					住 所	
人	学 歴	未就学・学校 年在学中(普通・特殊) 学校 年 修了 卒業(普通・特殊)				職 業
	原 因					
生 育 歴						
医 学 的 判 定	一般的所見					(判定意見)
	精神医学的所見					
心 理 的 判 定	知 能	C A I Q	M A S S	(式)	(判定意見)	
	性 格					
	そ の 他					
職 能 的 判 定	適 性					(判定意見)
	訓練の可能 性					
	そ の 他					
総 合 判 定	治療指導方針 及び注意事項					

(裏)

相談内容					
家庭の状況	氏名	続柄	年令	職業	参考事項
備考					

岐阜県規則第六十九号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年四月一日

岐阜県知事 梶 原 拓

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び児童福祉法施行規則」を「児童福祉法施行規則」に改め、「省令」（「〔ハ〕」の下に「及び里親の認定等に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十五号、以下「里親省令」といふ。）」を加える。

第三条を次のよう改める。

（指定居宅支援事業者の指定申請）

第三条 法第二十一条の十七第一項の申請は、指定居宅支援事業者指定申請書（別記第八号様式）によるものとする。

第三条の次に次の四条を加える。

（指定居宅支援事業者の指定を受けた旨の掲示）

第三条の二 法第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者は、指定を受けた旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

（指定居宅支援事業者の変更等）

第三条の三 法第二十一条の二十の規定による届出（以下「各種届出」といふ）は、省令第二十一条の十七第一項に掲げる事項の変更に係るものにあつては指定居宅支援

事業者変更届出書（別記第九号様式）によるものとし、指定居宅支援の事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては指定居宅支援事業者廃止・休止・再開届出書（別記第十号様式）によるものとする。

（市町村等への指定居宅支援事業者の情報提供）

第三条の四 知事は、法第二十一条の十第一項の規定による指定、各種届出の受理又は法第二十一条の二十二第一項の規定による指定の取消し（以下「指定等」といふ。）をしたときは、指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項の全部又は一部を市町村その他の機関に提供する」とができる。

- 事業所番号
- 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- 指定等に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

- 指定等に係るサービスの種類
- 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- 指定等に係る年月日

- 知事は、前項の規定による情報の提供に關する事務の全部又は一部を知事が別に定める機関に委託することができる。
- （指定居宅支援事業者の公示）

- 第三条の五 法第二十一条の二十三の規定による公示は、前条第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項について行うものとする。
- 第十七条及び第十七条の二を次のように改める。

- （里親の認定の申請）

- 第十七条 里親省令第六条第一項（里親省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の規定による申請は、里親認定申請書（別記第十九号様式）により、当該申請を行つた者（以下「里親希望者」といふ。）の居住地を管轄する子ども相談センター所長又は福祉事務所長を経由して行うものとする。

- 子とも相談センター所長又は福祉事務所長は、前項の申請があつたときは、里親希望者について必要な調査を行い、里親調査票（別記第二十九号様式の二）を付してこれを知事に提出するものとする。

- 前項の場合において、福祉事務所長が知事に提出するときは、子ども相談センター所長を経由するものとする。
- 知事は、里親省令第八条の規定による認定の取消しをする場合（里親から認定の取消しの申請があつたときを除く。）は、岐阜県児童福祉審議会の意見を聴くものとする。

- （里親の認定の通知等）

- 第十七条の一 里親省令第七条第二項（里親省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の規定による認定の通知は里親認定通知書（別記第二十九号様式の三）により、認定をしないとの決定の通知は里親認定却下通知書（別記第二十九号様式の四）により里親希望者の居住地を管轄する子ども相談センター所長

を経由して里親希望者に通知するものとする。

第十七条の五を第十七条の九とし、第十七条の四を第十七条の八とする。

第十七条の三中「第三十二条の規定」を「第三十二条」に改め、同条を第十七条の七とし、第十七条の一の次に次の四条を加える。

(里親の登録の申請)

第十七条の三 里親省令第九条（里親省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の申請は、里親登録申請書（別記第一十九号様式の五）により、当該申請を行つた者の居住地を管轄する子ども相談センター所長又は福祉事務所長を経由して行うものとする。

(養育里親名簿等の様式)

第十七条の四 里親省令第九条に規定する養育里親名簿、短期里親名簿及び専門里親名簿の様式は、別記第一十九号様式の六のとおりとする。

(保護受託者の申出)

第十七条の五 省令第三十条の規定による申出は、保護受託者申込書（別記第三十号様式）により、当該申出を行つた者（以下「保護受託希望者」といふ。）の居住地を管轄する子ども相談センター所長又は福祉事務所長を経由して行つものとする。
2 子ども相談センター所長又は福祉事務所長は、前項の申出があつたときは、保護受託希望者について必要な調査を行い、意見を付してこれを知事に提出するものとする。
3 前項の場合において、福祉事務所長が知事に提出するときは、子ども相談センター所長を経由するものとする。

(保護受託者の登録)

第十七条の六 知事は、前条第一項の申出を審査し、適当と認めたときは、保護受託者登録簿（別記第三十一号様式）に登録するものとする。
2 知事は、保護受託者として認定し、登録したときは保護受託者登録通知書（別記第三十二号様式）により、認定しないときは保護受託者認定却下通知書（別記第三十二号様式の二）により保護受託希望者の居住地を管轄する子ども相談センター所長を経由して保護受託希望者に通知するものとする。
第十九条の二から第十九条の四までを削る。

第十九条の五第一項中「別記第三十五号様式の十」を「別記第三十五号様式の二」と改め、同条第一項中「別記第三十五号様式の十一」を「別記第三十五号様式の四」に改め、同条第三項中「別記第三十五号様式の十一」を「別記第三十五号様式の五」に改め、

同条を第十九条の一とする。

第十九条の六の見出しを「（児童居宅生活支援事業等の開始）」に改め、同条中「児童居宅生活支援事業開始届（別記第三十五号様式の十二）」を「児童居宅生活支援事業等開始届（別記第三十五号様式の六）」に改め、同条を第十九条の三とする。

第十九条の七の見出しを「（児童居宅生活支援事業等の変更）」に改め、同条中「省令第三十六条の三」を「法第三十四条の三第二項」に、「児童居宅生活支援事業変更届（別記第三十五号様式の十四）」を「児童居宅生活支援事業等変更届（別記第三十五号様式の七）」に改め、同条を第十九条の四とする。

第十九条の八の見出しを「（児童居宅生活支援事業等の廃止又は休止）」に改め、同条中「第三十四条の三第二項」を「第三十四条の三第三項」に、「児童居宅生活支援事業廃止（休止）届（別記第三十五号様式の十五）」を「児童居宅生活支援事業等廃止（休止）届（別記第三十五号様式の八）」に改め、同条を第十九条の五とする。

第二十三条第一項中「第二十四条」を「次条」に改める。
別記第八号様式から別記第十一号様式までを次のよつて改める。

第8号様式(第3条関係)

受付番号

指定居宅支援事業者指定申請書

年 月 日

岐阜県知事様

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名

印

児童福祉法に規定する指定居宅支援事業者に係る指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号

申 請 者	フ リ ガ ナ				
	名 称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号)			
	法 人 の 種 別			法 人 所 轄 庁	
	連 絡 先	電 話 番 号		F A X 番 号	
	代表者の職・氏名	職 名		フ リ ガ ナ	
代 表 者 の 住 所	(郵便番号)				

《指定を受けようとする事業所の種類》

フ リ ガ ナ					
名 称					
事 業 所 の 所 在 地	(郵便番号) 岐阜県				
同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	実施事業	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は介護保険法において既に指定を受けている事業の指定年月日	備考
指 定 居 宅 支 援	居宅介護等事業				
	デイサービス事業				
	短期入所事業				
事 業 所 番 号	児童福祉法において既に指定を受けている場合				

備考

- 1 この申請書には、指定を受けようとする事業の種類ごとに、知事が別に定める書類を添付してください。
- 2 「受付番号」及び「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 3 「法人の種別」欄には、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。
- 4 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人等である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 5 「同一所在地において行う事業の種類」欄には、今回申請するもの及び既に身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は介護保険法において指定を受けているものについて記載し、「実施事業」の欄には を記載してください。
- 6 「事業所番号」欄には、岐阜県において既に児童福祉法に基づく事業所としての指定を受け、事業所番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の事業所番号を有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

第9号様式 (第3条の3関係)

指定居宅支援事業者変更届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

事業所番号															
指定内容を変更した事業所		名 称													
		所 在 地													
		サービスの種類													
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容													
1	事業所の名称	(変更前)													
2	事業所の所在地														
3	事業者の名称														
4	主たる事務所の所在地														
5	代表者の氏名及び住所														
6	定款、寄附行為等及びその登記簿謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）														
7	事業所の平面図及び設備の概要														
8	事業所の管理者の氏名、経歴及び住所														
9	事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所	(変更後)													
10	運営規程														
11	居宅生活支援費の請求に関する事項														
12	事業所の種別（併設型・空床型の別）														
13	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要														
14	空床型における当該施設の入所者の定員														
15	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容														
変 更 年 月 日		年 月 日													

備考

- 1 該当する項目の番号に を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出してください。

第10号様式（第3条の3関係）

指定居宅支援事業者廃止・休止・再開届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

事業者	所 在 地
名 称	
代表者氏名	

印

次のとおり事業の廃止・休止・再開をしましたので届け出ます。

事業所番号	
廃止・休止・再開する事業所	名 称
	所在地
サ ー ビ ス の 種 類	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日
廃 止 ・ 休 止 し た 理 由	
現に指定居宅支援を受けていた者に対 する措置（廃止・休止した場合に限る。）	
休 止 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

備考

- 1 事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場
合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出してください。

第29号様式の2（第17条関係）

(表) 里親調查票

(裏)

第29号様式の3（第17条の2関係）

里親認定通知書

年月日

三

岐阜県知事印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり里親に認定したので通知します。

四百

住 所
ふ り が な 名 氏
認定した里親の種類
認 定 年 月 日

第29号様式の4（第17条の2関係）

里親認定却下通知書

年 月 日

三

岐阜県知事印

年 月 日付けの申請については、審査の結果、下記の理由により里親として認定できませんので通知します。

四

里親の種類	
住 所	
ふりがな名	氏
認定できない理由	

注 本決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面で岐阜県知事に異議申立てをすることができます。

第29号様式の5 (第17条の3関係)

里親登録申請書

岐阜県知事様

年 月 日

申請者住所
氏名 印

年 月 日付けで認定の申請をした

養育里親
短期里親
専門里親

に係る里親の認定等に

関する省令
〔第9条
第7条において準用する同令第9条
第20条において準用する同令第9条〕の規定による登録を申請します。

第29号様式の6（第17条の4関係）

認証紙川十印様付「第30号様式（第17条関係）」や「第30号様式（第17条の5関係）」
止名印

認証紙川十一印様付や認印

認証紙川十二印様付「第32号様式（第17条の2関係）」や「第32号様式（第17条の
6関係）」止名印、回数印認証紙川十三印様付印、回数印の次止名印様付印

印

保 護 受 託 者 登 錄 通 知 書

年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けの申出については、下記のとおり保護受託者に認定した
ので通知します。

記

住 所	
ふ り が な 氏	
現 在 の 職 業	
認 定 年 月 日	

第32号様式（第17条の6関係）

第32号様式の2（第17条の6関係）

保 護 受 託 者 認 定 却 下 通 知 書

「第34号様式（第17条の3関係）」に「第34号様式（第17条の7関係）」と並んで記載される。

式監視川十四回の「第34号様式の2（第17条の4関係）」と「第34号様式の2（第17条の8関係）」止める。

定器取扱い規程の川母「第34号様式の3（第17条の5関係）」に「第34号様式の3（第17条の9関係）」は省略。

式刷紙三十四号の印字「第34号様式の4（第17条の5関係）」による「第34号様式の

4（第1案のうち）」に記載。

「第35号」の判決は、この問題を明確にした判決である。

の11（第19条の2関係）」立場も、同様式を是記第川十占川様式の目とする。

の12(第19条の2関係)」止める、同様式を同法第111条の1関係の如く。⑩

の13（第19条の3関係）」上、「児童居宅生活支援事業開始届」**と**「児童居宅生活支援

事業等開始届」立「短期人所事業」**→**「事業」立「児童居宅生活支援事業」**→**「児童居宅生活支援事業等を」立「第34条の3」**→**「第34条の3 第1項」**→**なる回数は

を定義案第11回即^ハ表式の大むね。

○14（第19条の4関係）】」「児童居宅生活支援事業変更届」や「児童居宅生活支援事業廃止届」

事業等受託業」に、「短期入所事業」に、「事業」に、「児童居宅生活支援事業等の」に、「児童福祉法施行規則第36条の3」に、「児童福祉法第34

条の3第2項による、回収料を定期料に十円即納のものである。

の15（第19条の5関係）」止、「児童居宅生活支援事業廃止（休止）届」止、「児童居宅生活支援事業等廃止（休止）届」止、「児童居宅生活支援事業を」止、「児童居宅生活支援事業等を」止、「第34条の3」止、「第34条の3第3項」止なる。回数制限品目川十

五号様式の八とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県障害者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十五年四月一日

岐阜県知事 梶 原

拓

岐阜県規則第七十号

岐阜県障害者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則

岐阜県障害者住宅整備資金貸付規則（昭和四十九年岐阜県規則第八十六号）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に貸付けを決定された障害者住宅整備資金については、この規則による廃止前の岐阜県障害者住宅整備資金貸付規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

岐阜県身体障害者更生指導所規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十五年四月一日

岐阜県知事 梶 原

拓

岐阜県規則第七十一号

岐阜県身体障害者更生指導所規則を廃止する規則

岐阜県身体障害者更生指導所規則（昭和三十年岐阜県規則第十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第一百五十五号

岐阜県身体障害者更生指導所長印に関する告示（平成十二年岐阜県告示第一百八十九号）は、廃止する。

平成十五年四月一日

岐阜県知事 梶 原

拓

公 示

指定住宅支援事業者の指定

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十二条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を平成十五年四月一日に指定したので、同法第二十二条の二十三の規定により公示する。

平成十五年四月一日

岐阜県知事 梶 原

拓

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	児童居宅支援の種類
社会福祉法人墨俣町社会福祉協議会	岐阜県安八郡墨俣町墨俣1141-1	墨俣町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	岐阜県安八郡墨俣町墨俣1141-1	児童ホームヘルプ
安八町	岐阜県安八郡安八町米取161	あすなろの園	岐阜県安八郡安八町中瀬230番地	児童デイサービス
社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会	岐阜県美濃加茂市新池町3-4-1	すこやか訪問介護事業所	岐阜県美濃加茂市新池町3-4-1	児童ホームヘルプ
社会福祉法人かがみ野の会	岐阜県各務原市須衛稻田8	福祉の里・さわらび苑	岐阜県各務原市須衛稻田8	児童ショートステイ
社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会	岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239-1	社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会居宅介護事業所	岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239-1	児童ホームヘルプ
有限会社あっとまうむ	岐阜県各務原市鶴沼西町4-69	八百津町指定居宅支援事業所	岐阜県各務原市鶴沼西町4-69	児童ホームヘルプ
社会福祉法人八百津町社会福祉協議会	岐阜県高山市名田町5-95-16	旭タクシー株式会社	岐阜県高山市名田町5-95-16	児童ホームヘルプ
社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会	岐阜県恵那郡明智町的場町1090	すずらん訪問介護事業所	岐阜県恵那郡明智町的場町1090	児童ショートステイ
社会福祉法人陶技学園	岐阜県羽島市下中町石田525	知的障害者更生施設羽島学園	岐阜県羽島市下中町石田525	児童ショートステイ
社会福祉法人陶技学園	岐阜県多治見市姫町2-2	知的障害者更生施設第一陶技学園	岐阜県多治見市姫町2-2	児童ショートステイ
社会福祉法人陶技学園	岐阜県多治見市姫町2-2	知的障害者更生施設第二陶技学園	岐阜県多治見市姫町2-2	児童ショートステイ
社会福祉法人可茂会	岐阜県可児市瀬田1648-9	可茂学園	岐阜県可児市瀬田1648-9	児童ショートステイ
社会福祉法人川辺町社会福祉協議会	岐阜県加茂郡川辺町石神128川辺町やすらぎの家	やすらぎ居宅介護事業所	岐阜県加茂郡川辺町石神128川辺町やすらぎの家	児童ホームヘルプ
社会福祉法人同朋会	岐阜県山県市藤倉84	生活の家 桜美寮	岐阜県山県市藤倉84	児童ショートステイ
有限会社エントロマンマ	岐阜県大垣市南郷町1-70-3	有限会社エントロマンマ	岐阜県大垣市南郷町1-70-3	児童ホームヘルプ
もとす広域連合	岐阜県本巣郡真正町宗屋365	もとす広域連合療育医療施設児童療育センター	岐阜県本巣郡真正町宗屋365	児童デイサービス
社会福祉法人擁護協会	岐阜県揖斐郡大野町寺内624	西濃向生園	岐阜県揖斐郡大野町寺内624	児童ショートステイ
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会	岐阜県中津川市かやの木町2番5号	中津川市社会福祉協議会居宅介護事業所	岐阜県中津川市かやの木町2番5号	児童ホームヘルプ
特定非営利活動法人岐阜羽島ボランティア協会	岐阜県羽島市正木町須賀赤松290	喜楽舎	岐阜県羽島市正木町須賀赤松290	児童デイサービス
社会福祉法人垂井町社会福祉協議会	岐阜県不破郡垂井町1305-2	垂井町居宅介護事業所	岐阜県不破郡垂井町1305-2	児童ホームヘルプ
社会福祉法人美谷会	岐阜県武儀郡武芸川町谷口2221-1	知的障害者更生施設第三美谷学園	岐阜県武儀郡武芸川町谷口2221-1	児童ホームヘルプ
社会福祉法人あゆみの家	岐阜県不破郡垂井町栗原2066番地2	ディセンターあゆみの家	岐阜県不破郡垂井町栗原2066番地2	児童ショートステイ
社会福祉法人あゆみの家	岐阜県不破郡垂井町栗原2066番地2	第二あゆみの家	岐阜県不破郡垂井町栗原2066番地2	児童ショートステイ
社会福祉法人正和会	岐阜県岐阜市下中町石田525	社会福祉法人正和会	岐阜県岐阜市下中町石田525	児童ショートステイ
社会福祉法人万灯会	岐阜県加茂郡白川町三川11065-2	社会福祉法人万灯会	岐阜県加茂郡白川町三川11065-2	児童ショートステイ
社会福祉法人白川町社会福祉協議会	岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地	白川町訪問介護センター	岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地	児童ホームヘルプ
瑞浪市	岐阜県瑞浪市古井町下古井590	瑞浪市養護訓練センター	岐阜県瑞浪市古井町下古井590	児童デイサービス
医療法人厚生会木沢記念病院	岐阜県安八郡神戸町八条258番地の2	医療法人厚生会木沢記念病院	岐阜県安八郡神戸町八条258番地の2	児童ショートステイ
社会福祉法人神戸町社会福祉協議会	岐阜県安八郡神戸町八条258番地の2	神戸町訪問介護ステーション	岐阜県安八郡神戸町八条258番地の2	児童ホームヘルプ

有限会社ノバ	岐阜県郡上郡八幡町福成841-1	ノバ・ネットワーク	児童ホームヘルプ
社会福祉法人同朋会	岐阜県山県市藤倉84	伊自苑	児童ショートスティ
社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地	瑞浪市社会福祉協議会指定居宅介護事業所	児童ホームヘルプ
関市	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地	児童デイサービス
古川町	岐阜県瑞浪市若草通3丁目1番地	関市養護訓練センター	児童デイサービス
各務原市	岐阜県吉城郡古川町本町2-22	古川町やまびこ教室	児童デイサービス
社会福祉法人土岐市社会福祉協議会	岐阜県各務原市須衛稻田7番地	各務原市福祉の里	児童デイサービス
株式会社ケア高山	岐阜県土岐市下石町1060土岐市総合福祉センターウ	どきしホールームヘルパーステーション	児童ホームヘルプ
有限公司こすもすケアセンター	岐阜県高山市岡本町3-18-2バロー高山ショッピングセンター2階	株式会社ケア高山	児童ホームヘルプ
財団法人高山市福祉サービス公社	岐阜県高山市森下町1丁目208番地	有限公司こすもすケアセンター	児童ホームヘルプ
社会福祉法人ぶなの木福祉会	岐阜県郡上郡白鳥町白鳥33番地の17	高山市福祉サービス公社居宅介護事業所	児童ホームヘルプ
大垣市	岐阜県大垣市丸の内2丁目29	障害者通所授産施設ぶなの木学園	児童ショートスティ
白川町	岐阜県加茂郡白川町河岐715	知的障害者更生施設大垣市柿の木荘	児童ショートスティ
社会福祉法人可児市社会福祉協議会	岐阜県可児市今渡682-1	白川町ことばの教室	児童デイサービス
平田町	岐阜県海津郡平田町今尾557	可児市社会福祉協議会	児童デイサービス
可児市	岐阜県可児市広見1丁目1	オーロラ園	児童デイサービス
社会福祉法人安八町社会福祉協議会	岐阜県安八郡安八町氷取161	可児市養護訓練センター	児童デイサービス
明智町	岐阜県不破郡垂井町栗原2066番地2	社会福祉法人安八町社会福祉協議会指定居宅支援事業所	児童ホームヘルプ
社会福祉法人海津町社会福祉協議会	岐阜県恵那郡明智町新町843-1	おおぞら	児童ホームヘルプ
糸貫町	岐阜県海津郡海津町高須517-1	明智町養護訓練センター	児童デイサービス
本巣町	岐阜県本巣郡糸貫町三橋101-6	海津町ホームヘルプサービス	児童ホームヘルプ
本巣町	岐阜県本巣郡本巣町文殊324	糸貫町社会福祉協議会指定居宅支援事業所	児童ホームヘルプ
社会福祉法人各務原市社会福祉協議会	岐阜県各務原市那加桜町2丁目163番地	本巣町社会福祉協議会指定居宅支援事業所	児童ホームヘルプ
社会福祉法人関市社会福祉協議会	岐阜県関市若草通2-1 関市総合福祉会館内	各務原市社協訪問介護センター	児童ホームヘルプ
社会福祉法人神東会	岐阜県吉城郡神岡町東町690-1	わかくさ介護ステーション	児童ホームヘルプ
社会福祉法人飛騨慈光会	岐阜県高山市山田町831番地の1	ホームヘルプサービスたんぽぽ苑	児童ホームヘルプ
中津川市	岐阜県中津川市かやの木町2-1	知的障害児施設山ゆり学園	児童ショートスティ
社会福祉法人大垣市社会福祉協議会	岐阜県大垣市馬場町124	中津川市養護訓練センター	児童デイサービス
多治見市	岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15	大垣市社会福祉協議会ホームヘルパー室	児童ホームヘルプ
真正町	岐阜県本巣郡真正町下真桑1000	多治見市民病院	児童ショートスティ
社会法人本巣都医師会	岐阜県本巣郡北方町北方1633	真正町社会福祉協議会指定居宅支援事業所	児童ホームヘルプ
特定非営利活動法人在宅支援グループみんなの手	岐阜県多治見市金岡町3-62	本巣都医師会本巣訪問介護ヘルパーセンター	児童ホームヘルプ

六 叩	株式会社福祉の里 国府町	愛知県西春日井郡西春町北野天神13 岐阜県吉城郡国府町広瀬町1280 - 1	株式会社福祉の里土岐営業所 国府町ホームヘルパーステーション	岐阜県土岐市土岐口北町3 - 4 - 14 岐阜県吉城郡国府町木曾垣内650	身障ホームヘルブ 身障ホームヘルブ
	根尾村	岐阜県本巣郡根尾村板所625 - 1	根尾村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	岐阜県本巣郡根尾村門脇522	身障ホームヘルブ
	財団法人高山市福祉サービス公社 糸貫町	岐阜県高山市森下町1丁目208番地 岐阜県本巣郡糸貫町三橋1101 - 6	高山市福祉サービス公社居宅介護事業所 糸貫町社会福祉協議会指定居宅支援事業所	岐阜県高山市森下町1丁目208番地 岐阜県本巣郡糸貫町上保1261 - 4	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人安八町社会福祉協議会	岐阜県安八郡安八町米取161	社会福祉法人安八町社会福祉協議会指定居宅支援事業所	岐阜県安八郡安八町南今ヶ瀬375	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人羽島市社会福祉協議会	岐阜県羽島市福寿町浅平3 - 106	社会福祉法人羽島市社会福祉協議会	岐阜県羽島市福寿町浅平3 - 106	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人下呂町社会福祉協議会	岐阜県益田郡下呂町森883 - 1	社会福祉法人可児市社会福祉協議会	岐阜県益田郡下呂町森883 - 1	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人海津町社会福祉協議会	岐阜県可児市今渡682 - 1	社会福祉法人可児市社会福祉協議会	岐阜県可児市今渡682 - 1	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人各務原市社会福祉協議会	岐阜県海津郡海津町高須517 - 1	社会福祉法人各務原市社会福祉協議会	岐阜県海津郡海津町高須517 - 1	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人笠松町社会福祉協議会	岐阜県各務原市那加坂町2丁目163番地	社会福祉法人笠松町社会福祉協議会	岐阜県各務原市那加坂町2丁目163番地	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人岩村町社会福祉協議会	岐阜県岩村町岩村町1650 - 1	社会福祉法人岩村町社会福祉協議会	岐阜県岩村町岩村町1650 - 1	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人恵那市社会福祉協議会	岐阜県惠那市大井町727 - 11	社会福祉法人恵那市社会福祉協議会	岐阜県惠那市大井町727 - 11	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会	岐阜県加茂郡坂祝町黒岩162総合福祉会館サンライフ さかほぎ内	社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会	岐阜県加茂郡坂祝町黒岩162総合福祉会館サンライフ さかほぎ内	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人山県市社会福祉協議会	岐阜県山県市岩佐1177 - 1	社会福祉法人山県市社会福祉協議会	岐阜県山県市岩佐1177 - 1	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人上矢作町社会福祉協議会	岐阜県惠那市上矢作町下723 - 1	社会福祉法人上矢作町社会福祉協議会	岐阜県惠那市上矢作町下723 - 1	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人神戸町社会福祉協議会	岐阜県安八郡神戸町八条258番地の2	社会福祉法人神戸町社会福祉協議会	岐阜県安八郡神戸町八条258番地の2	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人神東会	岐阜県吉城郡神岡町東町690 - 1	社会福祉法人神東会	岐阜県吉城郡神岡町東町690 - 1	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	岐阜県多治見市太平町2 - 39 - 1	社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	岐阜県多治見市太平町2 - 39 - 1	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人大垣市社会福祉協議会	岐阜県大垣市馬場町124	社会福祉法人大垣市社会福祉協議会	岐阜県大垣市馬場町124	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人大東福祉会	岐阜県大垣市東前1 - 79	社会福祉法人大東福祉会	岐阜県大垣市東前1 - 79	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人大野町社会福祉協議会	岐阜県揖斐郡大野町大野80	社会福祉法人大野町社会福祉協議会	岐阜県揖斐郡大野町大野80	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人池田町社会福祉協議会	岐阜県揖斐郡池田町本郷1628 - 2	社会福祉法人池田町社会福祉協議会	岐阜県揖斐郡池田町本郷1628 - 2	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人土岐市社会福祉協議会	岐阜県岐阜市下石町1060土岐市総合福祉センターウ エルフェア土岐	社会福祉法人土岐市社会福祉協議会	岐阜県岐阜市下石町1060土岐市総合福祉センターウ エルフェア土岐	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人白川町社会福祉協議会	岐阜県加茂郡白川町三川2065 - 2	社会福祉法人白川町社会福祉協議会	岐阜県加茂郡白川町三川2065 - 2	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人八幡町社会福祉協議会	岐阜県郡上郡八幡町島谷130 - 1八幡町自然休養村管 理センター内	社会福祉法人八幡町社会福祉協議会	岐阜県郡上郡八幡町島谷130 - 1八幡町自然休養村管 理センター内	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人板取村社会福祉協議会	岐阜県郡上郡板取村1591 - 1	社会福祉法人板取村社会福祉協議会	岐阜県郡上郡板取村1591 - 1	身障ホームヘルブ
	社会福祉法人富加町社会福祉協議会	岐阜県加茂郡富加町加治田350番地	社会福祉法人富加町社会福祉協議会	岐阜県加茂郡富加町加治田350番地	身障ホームヘルブ

社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1	身体障害者療護施設岐阜県立三光園	岐阜県山県市大桑字椿野3606	身障ショートステイ
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1	身体障害者療護施設岐阜県立サニーヒルズみずなみ	岐阜県瑞浪市陶町猿爪657-34	身障ショートステイ
社会福祉法人恵恵会	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1	身体障害者療護施設岐阜県立陽光園	岐阜県美濃市立花1155-5	身障ショートステイ
社会福祉法人恵恵会	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1	川辺町障害者短期入所事業所	岐阜県加茂郡川辺町上川辺930-1	身障ショートステイ
社会福祉法人清洞会	岐阜県岐阜市下米田町東柄井81-2	御嵩町障害者短期入所事業所	岐阜県可児郡御嵩町井尻65-1	身障ショートステイ
社会福祉法人大東福祉	岐阜県岐阜市下米田町東柄井81-2	岐阜県美濃加茂市下米田町東柄井81-2	岐阜県美濃加茂市下米田町東柄井81-2	身障ショートステイ
社会福祉法人白寿会	岐阜県各務原市各務車洞6803-1	岐阜県各務原市各務車洞6803-1	岐阜県各務原市各務車洞6803-1	身障ショートステイ
社会福祉法人飛騨慈光会	岐阜県大垣市東前1-79	岐阜県大垣市東前1-79	岐阜県大垣市東前1-79	身障ショートステイ
社会福祉法人擁護協会	岐阜県不破郡垂井町岩手4538	岐阜県不破郡垂井町岩手4538	岐阜県不破郡垂井町岩手4538	身障ショートステイ
大垣市	岐阜県加茂郡白川町坂ノ東5500-1	岐阜県高山市山田町831番地の1	岐阜県加茂郡白川町坂ノ東5500-1	身障ショートステイ
	岐阜県揖斐郡大野町寺内624	岐阜県揖斐郡大野町寺内624	岐阜県揖斐郡大野町寺内624	身障ショートステイ
	岐阜県大垣市丸の内2丁目29	岐阜県大垣市丸の内2丁目29	岐阜県大垣市丸の内2丁目29	身障ショートステイ
<hr/>				
身体障害者療護施設の概要				
認定長慶柳河原(留保) 十四歳未満 四歳~十四歳 婦十歳の十歳 婦上級認定				
認定長慶柳河原(留保) 十四歳未満 四歳~十四歳 婦上級認定				
<hr/>				
施設の名称	所在地	施設種別	施設種別	施設種別
身体障害者療護施設飛騨うりす苑	岐阜県吉城郡国府町瓜巣2000番地の1	身障療護	身障療護	身障ショートステイ
西瀬サンホーム	岐阜県吉城郡国府町瓜巣2000番地の1	身障療護(通所)	身障療護(通所)	身障ショートステイ
身体障害者療護施設三光園	岐阜県揖斐郡揖斐川町長良大門24-1	身障療護	身障療護	身障ショートステイ
身体障害者療護施設岐阜県立三光園	岐阜県揖斐郡揖斐川町長良大門24-1	身障療護	身障療護	身障ショートステイ
みみ	岐阜県揖斐郡揖斐川町猿爪657-34	身障療護	身障療護	身障ショートステイ
身体障害者療護施設岐阜県立陽光園	岐阜県美濃市立花1155-5	身障療護	身障療護	身障ショートステイ
身体障害者療護施設岐阜県立幸姫苑	岐阜県美濃市大桑3606	身障入所授産	身障入所授産	身障ショートステイ
身体障害者療護施設飛瀬の里第二生活の家	岐阜県中津川市千旦林字源済1632-75	身障療護	身障療護	身障ショートステイ
<hr/>				
認定長慶柳河原(留保)の概要				
認定長慶柳河原(留保) 十四歳未満 四歳~十四歳 婦十歳の十歳 婦上級認定				
認定長慶柳河原(留保) 十四歳未満 四歳~十四歳 婦上級認定				
<hr/>				
計16件				
<hr/>				
外部				
京呂慶柳河原(留保) 十四歳未満 四歳~十四歳 婦十歳の十歳 婦上級認定				
京呂慶柳河原(留保) 十四歳未満 四歳~十四歳 婦上級認定				
<hr/>				
計16件				

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類
株式会社ケア高山	岐阜県高山市西春町3-18-2パロー高山ショッピングセンター2階	株式会社ケア高山	岐阜県高山市西春町3-18-2パロー高山ショッピングセンター2階	知障ホームヘルプ
株式会社福祉の里	愛知県西春日井郡西春町北野天神13	株式会社福祉の里土岐営業所	岐阜県土岐市北町3-4-14	知障ホームヘルプ
国府町	岐阜県吉城郡国府町広瀬町1280-1	国府町ホームヘルパーステーション	岐阜県吉城郡国府町木曾垣内650	知障ホームヘルプ
根尾村	岐阜県本郷郡根尾村板所625-1	根尾村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	岐阜県本郷郡根尾村門脇522	知障ホームヘルプ
財团法人高山市福祉サービス公社	岐阜県高山市森下町1丁目203番地	高山市福祉サービス公社 居宅介護事業所	岐阜県高山市森下町1丁目208番地	知障ホームヘルプ
糸貫町	岐阜県本郷郡糸貫町三橋1101-6	糸貫町社会福祉協議会指定居宅支援事業所	岐阜県本郷郡糸貫町上保1261-4	知障ホームヘルプ
社会福祉法人あしたの会	岐阜県山県市大桑椿野3512-1	地域生活支援センター	岐阜県山県市大桑椿野3512-1	知障ホームヘルプ
社会福祉法人あゆみの家	岐阜県不破郡垂井町栗原2066番地2	おおぞら	岐阜県不破郡垂井町栗原2066-2	知障ホームヘルプ
社会福祉法人安八町社会福祉協議会	岐阜県安八郡安八町水取161	社会福祉法人安八町社会福祉協議会指定居宅支援事業所	岐阜県安八郡安八町南今ヶ瀬375	知障ホームヘルプ
社会福祉法人羽島市社会福祉協議会	岐阜県羽島市福寿町浅平3-106	ふれあいヘルパーステーション	岐阜県羽島市福寿町浅平3-106	知障ホームヘルプ
社会福祉法人可児市社会福祉協議会	岐阜県可児市今渡682-1	可児市社会福祉協議会	岐阜県可児市今渡682-1	知障ホームヘルプ
社会福祉法人海津町社会福祉協議会	岐阜県海津郡海津町高須517-1	海津町ホームヘルプサービス	岐阜県海津郡海津町高須517-1	知障ホームヘルプ
社会福祉法人各務原市社会福祉協議会	岐阜県各務原市那加桜町2丁目163番地	各務原市社協訪問介護センター	岐阜県各務原市那加桜町2丁目163番地	知障ホームヘルプ
社会福祉法人笠松町社会福祉協議会	岐阜県羽島郡笠松町長池408-1	笠松町社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター	岐阜県羽島郡笠松町長池408-1	知障ホームヘルプ
社会福祉法人関市社会福祉協議会	岐阜県関市若草通2-1関市総合福祉会館内	わかくさ介護ステーション	岐阜県関市若草通2-1関市総合福祉会館内	知障ホームヘルプ
社会福祉法人岩村町社会福祉協議会	岐阜県岩村町1650-1	岩村町ホームヘルパーステーション	岐阜県岩村町1650-1	知障ホームヘルプ
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1	岐阜県立ひまわりの丘地域生活支援センター	岐阜県立ひまわりの丘地域生活支援センター	知障ホームヘルプ
社会福祉法人恵那市社会福祉協議会	岐阜県岐阜市大井町727-11	岐阜県立まほらの木苑地域生활支援センター	岐阜県立まほらの木苑地域生활支援センター	知障ホームヘルプ
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1	岐阜県立まほらの木苑久尻1512	岐阜県立まほらの木苑久尻1512	知障ホームヘルプ
社会福祉法人岐阜都社会福祉協議会	岐阜県岐阜市大井町727-11	岐阜県立まほらの木苑大井町727-11	岐阜県立まほらの木苑大井町727-11	知障ホームヘルプ
社会福祉法人上矢作町社会福祉協議会	岐阜県恵那市上矢作町下723-1	岐阜県加茂郡坂祝町黒岩162総合福祉会館サンライフ	岐阜県加茂郡坂祝町黒岩162総合福祉会館サンライフ	知障ホームヘルプ
社会福祉法人神戸町社会福祉協議会	岐阜県安八郡神戸町八条25番地の2	上矢作町社会福祉協議会障害者居宅介護等事業	岐阜県安八郡神戸町下723-1	知障ホームヘルプ
社会福祉法人神東会	岐阜県吉城郡神岡町東町690-1	神戸町訪問介護ステーション	岐阜県安八郡神戸町神戸706-1	知障ホームヘルプ
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	岐阜県多治見市太平町2-39-1	ホームヘルプサービスまほら	岐阜県吉城郡神岡町東町690-1	知障ホームヘルプ
社会福祉法人大垣市社会福祉協議会	岐阜県大垣市馬場町124	たじみヘルパーステーション	岐阜県多治見市太平町2-39-1	知障ホームヘルプ
社会福祉法人大垣市社会福祉協議会	岐阜県大垣市下石町1060土岐市総合福祉センター	大垣市社会福祉協議会ホームヘルパー室	岐阜県大垣市馬場町124	知障ホームヘルプ
社会福祉法人白川町社会福祉協議会	岐阜県土岐市工房ア士岐	ときしホームヘルパーステーション	岐阜県土岐市下石町1060土岐市総合福祉センター	知障ホームヘルプ
社会福祉法人白川町社会福祉協議会	岐阜県加茂郡白川町三川2065-2	白川町訪問介護センター	岐阜県加茂郡白川町三川2065-2	知障ホームヘルプ
社会福祉法人八幡町社会福祉協議会	岐阜県郡上郡八幡町鷲谷130-1八幡町自然休養村管理センター内	八幡町ホームヘルパーステーション	岐阜県郡上郡八幡町鷲谷461八幡町保健センター内	知障ホームヘルプ

岐阜県武儀郡板取村1591 - 1	岐阜県武儀郡板取村1591 - 1
岐阜県高山市山田町831番地の1	岐阜県益田郡萩原町尾崎958 - 304
社会福祉法人飛騨慈光会	益田生活サポートセンター
社会福祉法人富加町社会福祉協議会	富加町指定居宅介護事業所・ほっこりちゃん
社会福祉法人北方町社会福祉協議会	岐阜県本巣郡北方町高屋白木2 - 38
社会福祉法人万灯会	岐阜県加茂郡富加町高畠735
社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会	岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3018
社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会	岐阜県安八郡輪之内町四郷2530 - 1
社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会	岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239 - 1
社会福祉法人上之保村社会福祉協議会	岐阜県武儀郡上之保村15019
社会福祉法人垂井町社会福祉協議会	岐阜県不破郡垂井町1305 - 2
社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地
社会福祉法人川辺町社会福祉協議会	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会	岐阜県加茂郡川辺町石神128川辺町やすらぎの家
社会福祉法人垂井町社会福祉協議会	岐阜県中津川市かやの木町2番5号
社会福祉法人八百津町社会福祉協議会	岐阜県加茂郡八百津町八百津3847
社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会	岐阜県中津川市かやの木町2番5号
社会福祉法人墨俣町社会福祉協議会	岐阜県美濃加茂市新池町3 - 4 - 1
社団法人本巣郡医師会	岐阜県安八郡墨俣町墨俣1141 - 1
新興交通株式会社	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地
真正町	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地
大垣タクシー株式会社	岐阜県加茂郡川辺町石神128川辺町やすらぎの家
特定非営利活動法人岐阜羽島ボランティア協会	岐阜県中津川市かやの木町2番5号
特定非営利活動法人在宅支援グレープみんなの手	岐阜県加茂郡八百津町八百津3847
白鳥町	岐阜県中津川市かやの木町2番5号
岐阜タクシー株式会社	岐阜県美濃加茂市新池町3 - 4 - 1
本巣町	岐阜県安八郡墨俣町墨俣1141 - 1
有限会社チエントロマンマ	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地
有限会社ノバ	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地
各務原市	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地
有限会社あつとほうむ	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地
有限会社こすもすケアセンター	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地
各務原市	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地
高山市	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地
社会福祉法人たんぽぽ福祉会	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地
社会福祉法人可茂会	岐阜県瑞浪市樽上町1丁目77番地

社会福祉法人神戸町社会福祉協議会	岐阜県安八郡神戸町八条258番地の2	岐阜県安八郡神戸町八条258番地の2
社会福祉法人陶技学園	岐阜県多治見市姫町2-2	岐阜県多治見市姫町2-2
多治見市	岐阜県多治見市姫町2-2	岐阜県多治見市姫町2-2
特定非営利活動法人岐阜羽島ボランティア協会	岐阜県羽島市正木町須賀赤松290	岐阜県羽島市正木町須賀赤松290
医療法人厚生会木沢記念病院	岐阜県美濃加茂市古井町下古井590	岐阜県美濃加茂市古井町下古井590
社会福祉法人日ノ出町丁目15	岐阜県山県市大桑椿野3512-1	岐阜県山県市大桑椿野3512-1
社会福祉法人あしたの会	岐阜県不破郡垂井町栗原2066番地2	岐阜県不破郡垂井町栗原2066番地2
社会福祉法人あゆみの家	岐阜県各務原市須衛稻田8	岐阜県各務原市須衛稻田8
社会福祉法人かみ野の会	岐阜県惠那市長島町久須見1083-35	岐阜県惠那市長島町久須見1083-35
社会福祉法人たんぽぽ福祉会	岐阜県惠那市長島町久須見1083-35	岐阜県惠那市長島町久須見1083-35
社会福祉法人ひがし福祉会	岐阜県中津川市千旦林字西林1655番地39	岐阜県中津川市千旦林字西林1655番地39
社会福祉法人ふなの木福祉会	岐阜県可児市瀬田1648-9	岐阜県可児市瀬田1648-9
社会福祉法人可茂会	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1
社会福祉法人照彌会	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1	岐阜県岐阜市下奈良2-1-1
社会福祉法人正和会	岐阜県加茂郡八百津町和知940-1	岐阜県加茂郡八百津町和知940-1
社会福祉法人清流会	岐阜県加茂郡白川町赤河1454-2	岐阜県加茂郡白川町赤河1454-2
社会福祉法人陶技学園	岐阜県多治見市姫町2-2	岐阜県多治見市姫町2-2
社会福祉法人陶技学園	岐阜県多治見市姫町2-2	岐阜県多治見市姫町2-2
社会福祉法人飛騨慈光会	岐阜県高山市山田町831番地の1	岐阜県高山市山田町831番地の1
社会福祉法人万灯会	岐阜県羽島市下中町石田525	岐阜県羽島市下中町石田525
社会福祉法人万灯会	岐阜県羽島市下中町石田525	岐阜県羽島市下中町石田525

社会福祉法人擁護協会	岐阜県揖斐郡大野町寺内624	西濃向生園	岐阜県揖斐郡大野町寺内623
社会福祉法人同朋会	岐阜県山県市藤倉84	生活の家・桜美寮	岐阜県山県市藤倉105-1
大垣市			
社会福祉法人あしたの会	岐阜県大垣市丸の内2丁目29	伊自良苑	知障ショートステイ
社会福祉法人あゆみの家	岐阜県大垣市大桑椿野3512-1	知的障害者更生施設大垣市柿の木荘	知障ショートステイ
社会福祉法人かかみ野の会	岐阜県不破郡垂井町栗原2066番地2	ぶなの木	知障ショートステイ
社会福祉法人たんぽば福祉会	岐阜県各務原市須衛福田8	綾戸ホーム	知障グループホーム
社会福祉法人ひがし福祉会	岐阜県恵那市長島町久須見1083-35	あゆみホーム	知障グループホーム
社会福祉法人ひがし福祉会	岐阜県恵那市長島町久須見1083-35	なかやホーム	知障グループホーム
社会福祉法人ひがし福祉会	岐阜県中津川市千旦林字西林1655番地39	裏木曾ホーム	知障グループホーム
社会福祉法人照曜会	岐阜県中津川市千旦林字西林1655番地39	桜台ホーム	知障グループホーム
社会福祉法人清流会	岐阜県中津川市千旦林字西林1655番地39	恵那映ホーム	知障グループホーム
社会福祉法人清流会	岐阜県中津川市千旦林字西林1655番地39	中洗井ホーム	知障グループホーム
社会福祉法人飛騨慈光会	岐阜県中津川市千旦林字西林1655番地39	後田ホーム	知障グループホーム
社会福祉法人飛騨慈光会	岐阜県中津川市千旦林字西林1655番地39	恵那山水ホーム	知障グループホーム
社会福祉法人飛騨慈光会	岐阜県揖斐郡池田町小牛牛307-1	西美濃の里グループホームフレンドリー	知障グループホーム
社会福祉法人飛騨慈光会	岐阜県加茂郡白川町赤河1454-2	白竹の里グループホーム増田寮	知障グループホーム
社会福祉法人飛騨慈光会	岐阜県加茂郡白川町赤河1454-2	白竹の里グループホーム日向寮	知障グループホーム
社会福祉法人飛騨慈光会	岐阜県高山市山田町831番地の1	知的障害者グループホーム朝日ホーム	知障グループホーム
社会福祉法人飛騨慈光会	岐阜県高山市山田町831番地の1	岐阜県加茂郡白川町赤河1505-8	知障グループホーム
社会福祉法人飛騨慈光会	岐阜県高山市山田町831番地の1	岐阜県益田郡萩原町羽根175	知障グループホーム
社会福祉法人飛騨慈光会	岐阜県高山市山田町831番地の1	岐阜県高山市昭和町1-246	知障グループホーム
社会福祉法人飛騨慈光会	岐阜県高山市山田町831番地の1	岐阜県高山市昭和町1-86-4	知障グループホーム
社会福祉法人飛騨慈光会	岐阜県高山市山田町831番地の1	岐阜県高山市江名子町450-6	知障グループホーム
社会福祉法人飛騨慈光会	岐阜県高山市山田町831番地の1	岐阜県高山市山田町781-40	知障グループホーム
社会福祉法人美谷会	岐阜県高山市山田町831番地の1	岐阜県高山市千島町373	知障グループホーム
社会福祉法人美谷会	岐阜県高山市山田町831番地の1	岐阜県高山市松之木町金浦254-1	知障グループホーム
社会福祉法人美谷会	岐阜県高山市山田町831番地の1	岐阜県高山市松之木町3423-1	知障グループホーム
社会福祉法人万灯会	岐阜県武儀郡武芸川町谷口2221-1	岐阜県武儀郡武芸川町谷口2102-1	知障グループホーム
社会福祉法人万灯会	岐阜県武儀郡武芸川町谷口2221-1	岐阜県美濃市永重町1933-4	知障グループホーム
社会福祉法人万灯会	岐阜県武儀郡武芸川町谷口2221-1	岐阜県武儀郡武芸川町谷口2044-2	知障グループホーム
社会福祉法人万灯会	岐阜県武儀郡武芸川町谷口2221-1	岐阜県閼市堅切北40-2	知障グループホーム
社会福祉法人万灯会	岐阜県武儀郡武芸川町谷口2221-1	岐阜県閼市大平町2-37	知障グループホーム
社会福祉法人万灯会	岐阜県武儀郡武芸川町谷口2221-1	岐阜県閼市上中町長間1256	知障グループホーム
社会福祉法人万灯会	岐阜県羽島市下中町石田525	岐阜県羽島市足近町坂井4-2	知障グループホーム
社会福祉法人万灯会	岐阜県羽島市下中町石田525	岐阜県羽島市上中町沖1719-2	知障グループホーム
	岐阜県羽島市下中町石田525	なかしま荘	

社会福祉法人万灯会
社会福祉法人同朋会

岐阜県羽島市下中町石田525
岐阜県山県市藤倉84

こまづか荘
メゾン仲田

岐阜県羽島市竹鼻町駒塚1048
岐阜県山県市藤倉58-1

知障グループホーム
知障グループホーム

の栗山立山の里
叶企十日坂四町 | 田

岐阜県安寧 墓 墓 拓

安詠櫛柳柳原寺 (留保川十日坂) 横十日坂の十一櫛 | 横 | 横止櫛院の
坪使安詠櫛柳柳原寺櫛院の坪使

拓

施設の名称	所在地	施設種別
あしたの会自然の家	岐阜県山県市大桑橋野3512- 1	知障入所更生
しおなみ苑	岐阜県加茂郡八百津町南戸397 - 4	知障入所更生
伊自良苑	岐阜県山県市藤倉84	知障入所更生
可茂学園	岐阜県可児市瀬田1648 - 9	知障入所更生
生活の家・桜美寮	岐阜県山県市藤倉105 - 1	知障入所更生
西瀬向生園	岐阜県揖斐郡大野町寺内623	知障入所更生
第二あゆみの家	岐阜県不破郡垂井町栗原2034番地1	知障入所更生
知的障害者更生施設羽島学園	岐阜県羽島市下中町石田525	知障入所更生
知的障害者更生施設益田山ゆり園	岐阜県益田郡萩原町尾崎958 - 304	知障入所更生
知的障害者更生施設岐阜県立はなの木苑	岐阜県土岐市泉町久尻1512	知障入所更生
知的障害者更生施設岐阜県立いまりの丘第三学園	岐阜県関市倉知4909 - 52	知障入所更生
知的障害者更生施設岐阜県立ひまりの丘第四学園	岐阜県關市倉知4909 - 52	知障入所更生
知的障害者更生施設高山山ゆり園	岐阜県高山市山田町久尻781番地の71	知障入所更生
知的障害者更生施設大野山ゆり園	岐阜県大野郡丹生川村細越字野738 - 2	知障入所更生
知的障害者更生施設第一陶技学園	岐阜県多治見市姫町2 - 2	知障入所更生
知的障害者更生施設第三美谷学園	岐阜県武儀郡武芸川町谷口2093	知障入所更生
知的障害者更生施設第二美谷学園	岐阜県武儀郡武芸川町谷口2069	知障入所更生
知的障害者更生施設の丘	岐阜県多治見市上石津町宮字中野409番地	知障入所更生
知的障害者更生施設大垣市柿の木庄	岐阜県大垣市古宮町397 - 1	知障入所更生
知的障害者更生施設第一白竹の里	岐阜県加茂郡白川町赤河1454 - 2	知障入所更生
知的障害者更生施設第二陶技学園	岐阜県多治見市姫町2 - 2	知障入所更生
知的障害者更生施設第三美濃の里	岐阜県瑞浪市稻津町萩原字大久手1660 - 182	知障入所更生
知的障害者入所更生施設アーニティーハウス・エナ	岐阜県瑞浪市長島町久須見1083 - 35	知障入所更生
福祉の里さわらび苑	岐阜県各務原市須衛稻田8	知障入所更生

麻の葉学園	岐阜県恵那郡福岡町高山1311 - 14	知障入所更生
あしたの会自然の家	岐阜県山県市大桑椎野3512 - 1	知障入所更生(通所)
伊良苑	岐阜県山県市藤倉84	知障入所更生(通所)
可茂学園	岐阜県可児市瀬田1648 - 9	知障入所更生(通所)
生活の家・桜美寮	岐阜県山県市藤倉105 - 1	知障入所更生(通所)
西瀬向生園	岐阜県揖斐郡大野町寺内623	知障入所更生(通所)
知的障害者更生施設羽島学園	岐阜県羽島市下中町石田525	知障入所更生(通所)
知的障害者更生施設益田山ゆり園	岐阜県益田郡萩原町尾崎358 - 304	知障入所更生(通所)
知的障害者更生施設岐阜県立ほなの木苑	岐阜県土岐市泉町久尻1512	知障入所更生(通所)
知的障害者更生施設岐阜県立ひまわりの丘第三学園	岐阜県瑞浪市倉知4909 - 52	知障入所更生(通所)
知的障害者更生施設第一陶技学園	岐阜県瑞浪市倉知4909 - 52	知障入所更生(通所)
知的障害者更生施設高山山ゆり園	岐阜県高山市山田町781番地の71	知障入所更生(通所)
知的障害者更生施設大野山ゆり園	岐阜県大野郡丹生川村細越字野738 - 2	知障入所更生(通所)
知的障害者更生施設第三美谷学園	岐阜県多治見市姫町2 - 2	知障入所更生(通所)
知的障害者更生施設第三美谷学園	岐阜県高山市山田町781番地の71	知障入所更生(通所)
福祉の里さわらび苑	岐阜県養老郡上石津町宮子中野409番地	知障入所更生(通所)
各務原市福祉の里	岐阜県各務原市須衛福田8	知障入所更生(通所)
ディセンターあゆみの家	岐阜県恵那市長島町久須見1083 - 35	知障入所授産(通所)
各務原市福祉の里	岐阜県不破郡垂井町栗原2066番地2	知障入所更生(通所)
意那たんぽぽ作業所	岐阜県各務原市須衛福田8	知障入所更生(通所)
知的障害者授産施設吉城山ゆり園	岐阜県吉城郡国府町宇津江440番地の1	知障入所授産
知的障害者授産施設双輪園	岐阜県中津川市桑原町小薮360	知障入所授産
飛翔の里生活の家	岐阜県中津川市千旦林字西林1659番地39	知障入所授産
知的障害者授産施設吉城山ゆり園	岐阜県吉城郡国府町宇津江440番地の1	知障入所授産(通所)
知的障害者授産施設双輪園	岐阜県羽島市桑原町小薮360	知障入所授産(通所)
飛翔の里生活の家	岐阜県中津川市千旦林字西林1659番地39	知障入所授産(通所)
ふれあいの里可児作業所	岐阜県可児市中惠土2359 - 70	知障入所授産
障害者通所授産施設ぶなの木学園	岐阜県大垣市古宮町1536	知障通所授産
大垣市立かわなみ作業所	岐阜県揖斐郡上郡白鳥町白鳥33番地の17	知障通所授産
知的障害者授産施設ハートピア谷汲の杜	岐阜県揖斐郡谷汲村深坂字御堂が洞1259	知障通所授産
知的障害者授産施設(通所)・東灘ワーケキャンパス	岐阜県土岐市泉町河合1124 - 1	知障通所授産
知的障害者授産施設第二白竹の里	岐阜県加茂郡白川町赤河1454 - 2	知障通所授産

知的障害者通所授産施設バソウ房ドリーム
岐阜県揖斐郡池田町小牛307 - 1

岐阜県大垣市本今5丁目47番地
岐阜県多治見市平和町6 - 364

岐阜県多治見市姫町2 - 2
岐阜県多治見市姫町2 - 2

知的障害者通所授産施設西美濃の里
岐阜県揖斐郡池田町けやき

岐阜県多治見市平和町6 - 364

岐阜県多治見市姫町2 - 2
岐阜県多治見市姫町2 - 2

知障通所授産
知障通所授産
知障通所授産
知障通所授産

知的障害者通勤寮陶技学園通勤寮
岐阜県多治見市姫町2 - 2

岐阜県多治見市姫町2 - 2
岐阜県多治見市姫町2 - 2

平成十五年四月一日印刷
平成十五年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県 庁 總

印 刷 所
定 価
一 か 年
四 八、〇〇〇 円 (送 料 共) (消 費 税 一 二 八 六 円 を 含 む)
岐 阜 県 岐 阜 市 蔡 田 南 二 丁 目 一 番 一 号